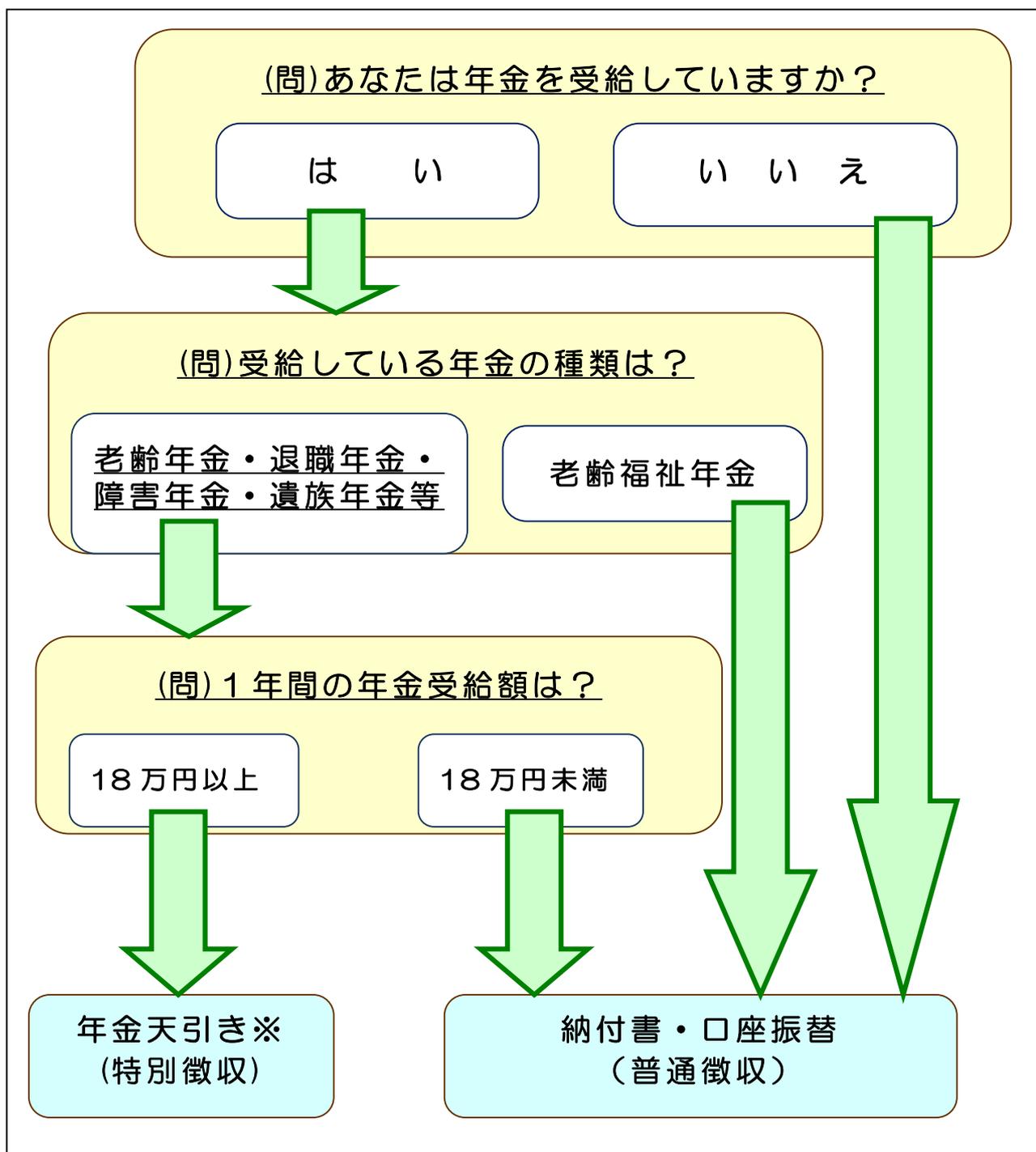


## ○保険料の納付方法

介護保険料の納付方法には、年金から天引きをする方法（特別徴収）と、納付書や口座振替で納める方法（普通徴収）があります。  
納付方法は、次のとおり年金の受給状況によって決定します。



※特別徴収の対象の方でも、納付書で納めること(普通徴収)があります。

- ・65歳になられたばかりの方
- ・他の市区町村から転入した方
- ・年度途中で年金の受給が始まった方
- ・年金が一時差し止めになった方
- ・収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった方
- など

※6月以降、特別徴収が始まる方は、年金天引きできない差額分の保険料は納付書で納めていただきますので御注意下さい。

年金天引きと時期が重なることがあります。2重納付ではありません。